

グリーンイノベーション基金事業の 運営について

令和6年5月13日～15日

経済産業省

1. 予見性のない環境変化への対応について①

- 各プロジェクトへの追加額は、以下の考え方に基づき各WGにおいて審議することとしたい。

追加額予算措置の考え方（案）

※第13回部会(4月4日)資料からの変更箇所は赤字により表記

1. 当初積算（見積り等）から客観的に環境変化の影響を確認できる費用を対象とする。
2. 本対応による追加額予算は、原則として
 - ①国内取引については当初費用の±20%
 - ②海外取引については当初費用の±60%

を上限に算出するものとし、これを超えて真に支援が必要なものについては、個別に審査の上、当初費用の±100%までの追加を認める。
3. 各プロジェクトへの追加の必要性については、各WGにて厳格に精査し、上記「1.」及び「2.」の条件を満たす費用に対してのみ追加の予算措置を認める。その際、基金残額ではすべての資金需要を満たすことが難しい場合、基金の積み増しに努めるとともに、個々のプロジェクトの事情を勘案し、その政策的効果の高いものから順に予算を追加する。
- ~~3. 各案件における追加申請額の合計が基金から支出できる上限額を超える場合、比例配分にて追加額を調整する。~~
4. 現行の取組内容に基づき必要経費として計上されている費用以外は、追加対象とは認めないこととする。

1. 予見性のない環境変化への対応について②

- 環境変化への対応については、
 - ① 留保枠を最大2,000億活用することで、
 - ② 現時点においては、昨年5月に議論いただいた追加案件に充てる金額を含めて約3,900億円を上限額として実施したい。

